

Title	ドイツにおけるトルコ系ムスリムの社会的排除： 後期近代におけるナショナルな境界の再規定
Sub Title	Social exclusion of Turkish Muslims in Germany : redefinition of national boundary in late modernity
Author	昔農, 英明(Sekino, Hideaki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2017
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.22 (2017. 7) ,p.111- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20170701-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツにおけるトルコ系ムスリムの社会的排除

——後期近代におけるナショナルな境界の再規定——

Social Exclusion of Turkish Muslims in Germany: Redefinition of National Boundary in Late
Modernity

昔農 英明

1. はじめに

西欧諸国ではいずれの国においても、移民の社会的・経済的な統合の問題が重要な政策課題として取り上げられるようになった。とりわけ西欧諸国の中で政治・経済大国となっているドイツは、近年まで多くの移民を抱える国家であったにもかかわらず、連邦政府は「ドイツは移民国にあらず」という態度をとり続けて、移民の統合は放置されてきたと批判された (Bade und Oltmer 2007)。だが 2000 年代、外国籍者に対してドイツ国籍取得を促す新たな国籍法が施行されたのに続き、2004 年には移民法が制定され、移民の統合が実施されるようになった。西欧諸国の移民研究者の間では、ドイツの移民政策は民族的な同質性にもとづく政策から普遍主義的なリベラルな政策へと次第に移行するようになったと指摘され (Joppke 2009=2015, 2010=2013, 2014)、移民の統合をめぐる活発な議論が展開されるようになった。

これまでの西欧諸国の移民研究においては、受け入れ社会の文化や価値観と、移民のそれとの間には相違があり、それにより受け入れ社会において移民問題が生じるようになったと論じる研究がしばしばみられた。すなわち受け入れ社会の文化と対照的な移民の共有する言語、文化、価値観が、受け入れ社会における移民の社会的・経済的な不利さをもたらすと捉えられるために、そうした差異からくる不利さをいかに克服していくのかが 1 つの重要な論点と見られた。例えばドイツを代表する社会学者の 1 人である、エッサー (Hartmut Esser) によれば、移民の有する社会関係資本や文化資本によって、移民は受け入れ社会における言語や職業 (教育) 資格、生活習慣の習得が困難になる点を論じ、移民は受け入れ社会の言語・文化に同化することが重要だと論じた (Esser 1986, 2009)。

他方で、受け入れ社会と移民との間に見出される差異によって問題を捉えるのではなく、受け入れ社会の価値観や政策対応の多様性に注目したのが社会学者のクリスチャン・ヨプケ (Christian Joppke) であった。ヨプケは、西欧諸国の移民問題を比較社会学の視点から検討し、西欧社会においてもその政策対応のあり方は一枚岩ではなく、リベラリズムの議論においても移民の権利保護をめぐる多様な論争があると指摘したり (ヨプケ 2013, 2015)。ヨプケは西欧社会がリベラルな価値観を有するために移民の権利を一定程度認めつつも、フランスやドイツ

昔農英明「ドイツにおけるトルコ系ムスリムの社会的排除——後期近代におけるナショナルな境界の再規定——」

『三田社会学』第 22 号 (2017 年 7 月) 111-124 頁

において公的領域でのスカーフ着用を禁止する法律が制定されたように、リベラリズムがムスリム移民の権利を抑制する非リベラルな逆説を有する点を論じた (Joppke 2010=2012, 2013=2015)。

受け入れ社会の理念や価値観の多様性のなかで、文化的な他者をいかに統合するのかという視点は重要であるものの、上記の研究は、受け入れ社会における移民排除の論理構造を明らかにする側面が不足している。

移民は法的属性から見た時には、すでに半数以上が受け入れ国の国籍を出生時に、あるいは帰化により獲得している²⁾。彼ら・彼女らは「移民」というカテゴリーにおいて一枚岩で表象される他者ではなく、多くが正式な構成員となっている。加えて世代の観点から見ると、第 1 世代は異質な他者と捉えられるかもしれないが、それが 2 世・3 世となると、社会的・文化的にも、受け入れ国に一定程度順応している点が見られる³⁾。そうしたうえで今日、移民問題を捉える際に重要となるのは、受け入れ社会と移民との間に見られる差異の視点による分析だけではなく、受け入れ社会の価値観を内面化し、第 1 世代に比べて相対的に統合されている第 2 世代以降の移民 (国民) 集団が、なぜ排除されるのかという問題である。ドイツ社会においてどのように彼ら・彼女らを排除しようとする論理が強まるのかを分析することが重要な研究課題となっている。

これまでの日本におけるドイツ移民研究においても、たとえば近藤 (2007) では、ドイツにおけるスカーフ論争と移民のスカーフ着用の実際の動機付けとの間にかい離がある点を指摘している。また石川 (2012) はムスリムを文化本質主義的に捉える言説がドイツ社会に蔓延しつつも、移民の統合の実際はそうした言説とは異なる点をフィールド調査に基づいて分析した。

こうした先行研究の重要性を認識しつつも、前述のように受け入れ社会における移民統合の論理が内包する矛盾を分析することが強く求められている。というのも今日において移民が公共の場において一枚岩で語られ、マジョリティ側からの一方的なステレオタイプな理解がなされているからである。

本稿では、リベラルな国家の統合政策における非リベラル性がどのような論理の下で顕在化しているのか、その背景に何があるのかをドイツの事例から検討する。本稿ではドイツにおける民族的・文化的なマイノリティの代表的な集団であり、統合政策の批判の対象として頻繁に取り上げられる、トルコ系ムスリムを考察の対象として取り上げる。以下 2 節では、リベラルな移民統合の概要を説明する。続く 3 節では、文化的に統合される傾向にあるトルコ系をドイツ社会に適合しない「異質な他者」と見なすのはどのような論理にもとづいているのか、また現状においてムスリム批判に対抗する言説が限定的であり、むしろ「異質な他者」の論理が社会的に浸透する要因を明らかにする。4 節ではドイツの現況を、後期近代に関する社会学理論を援用してナショナルな境界の再設定をめぐる動きとして論じる。

2. リベラルな移民統合政策の導入

既存研究において、ドイツでは国民統合や国籍取得の原理に出自や血統を重視する「エスニック・ネーション」としての特徴がよく表れてきたと指摘されてきた (Brubaker 1992=2005)。ドイツ国民である、あるいはドイツ国民になるという基準として、ドイツ民族性や血統が重視されるという状況が続いたとされた。

しかしながら 1999 年に国籍法が改正され、血統主義原理に出生地主義原理が加味された。またドイツ連邦政府は従来の人口統計のあり方を見直し、2006 年に公表された公式統計から「移民の背景を有する人々」というカテゴリーが導入された。移民の背景を有する人々とは、1949 年以降に現在のドイツに移住した人、ドイツで生まれた外国人、少なくとも一方の親が外国人で、ドイツで生まれたドイツ国籍保持者を指しており、外国にルーツを持つ人々のことを意味している。このように移民は法的にはドイツに出生した第 2 世代までを指すが、本稿では後述するように第 3 世代を含めて議論を行う。

移民の背景を有する人々のうち、出身国別で見たときの割合が最大なのはトルコ系であり、その数はおよそ 300 万人 (全体の 18%) にものぼる (Beaufragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration 2015: 25)。トルコ系の人々の大半はムスリムと見られている⁴⁾。

こうした政策変化のなかで、ドイツにおける国民の構成が、必ずしも、もともとドイツに住んでいるネイティブ・ドイツ人ばかりではなくなった。2010 年に当時のドイツの大統領ヴルフ (Christian Wulff) が「イスラムはドイツの一部である」と発言したが、「エスニック・ネーション」の観念が強いとされてきたドイツ社会も大きく変容してきている。

他方で国民の構成員の多様化、多民族化にともない、ドイツでは 1990 年代後半以降、国民統合の基準とは何かは頻繁に問われるようになった。そうした議論において、多文化主義を批判する中道右派のキリスト教民主同盟 (以下 CDU)・社会同盟 (以下 CSU) 所属の議員らが提起したのが「主導文化 (Leitkultur)」であった。主導文化とは、ドイツ国民となるための前提として受け入れるべき文化概念であるとされ、その中身はドイツ語の習得、憲法的な価値への忠誠に加えて、キリスト教やギリシア・ローマ哲学への理解、ユダヤ人への敬意などを含む、キリスト教的・ヨーロッパ的文化的尊重を意味するとされた。保守派は主導文化をドイツ社会において共有されるべき基礎的な価値であると主張し、移民に対してもこれへの同調を求めている (昔農 2014)。また近年、ドイツの地方議会選挙で存在感を示している新興右翼ポピュリズム政党の「ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland :以下 AfD)」も主導文化の重要性を唱えている (Alternative für Deutschland 2016: 46-47)。

しかしながら、主導文化が共有されるべき価値だとする見解は、とりわけリベラル左派や市民社会による主導文化に対する批判にみられるように、ドイツ社会において広く共有されたものとはいえず、主導文化をドイツ社会が共有する価値とすることは困難であった。

それゆえ主導文化に代わるものとして、普遍主義的な価値の順守を唱えるリベラルな統合政策がドイツの移民政策において採用された。すなわち自由と民主主義、人権の尊重、男女同権、

政教分離などの普遍的な価値を重要視する統合政策が実施された⁵⁾。これによりムスリムの中でも「民主主義的なムスリム」あるいは「憲法愛国主義的なムスリム」がドイツに統合されるべきだと論じられるようになった (Bundestag Drucksache 15/4260; Bundestag Drucksache 15/4394; Bundesministerium des Innern 2008)。ドイツに居住する多くのムスリム、とりわけ第 2 世代以降のムスリムが普遍主義的な価値観を身につけ、ある程度、文化的に統合されている現状をふまえると、従来よりも移民は主観的・客観的にドイツ社会に統合されやすくなったと言えるのだろうか。実際には、移民の統合が促進されるとは簡単には言えない状況がある。

世論調査機関エムニト (Emnid) による、1200 人のトルコ系の移民とその家族に対して行った調査結果では、調査対象者の 54% のトルコ系の人々は、「自分がどれだけ努力しようともドイツ社会の一部として認められていない」と感じるとされる⁶⁾。同調査は、第 1 世代から第 3 世代までのトルコ系の人々 (16 歳以上) に対して行った調査である。

前述のように、移民とは法的には第 2 世代までを指しているが、実際には第 3 世代もしばしば「移民」として認識されており、第 3 世代もさまざまな差別や偏見をこうむることが多い。ドイツで出生したある第 3 世代のトルコ系の女性は次のように語る⁷⁾。

移民というのは、法的には両親のどちらかが移民してきた場合を指しており、自分の親は両親ともドイツ生まれで、移民をしてきたわけではありません。自分もドイツで生まれて、ドイツ語のネイティブであり、自分のことはドイツ人だと思っています。しかしながら (ドイツ社会で生きてると) いまだに自分の出自がわかると、「移民」扱いを受けることがあるのです。

このように法的、公式的には移民は第 2 世代までであるが、本稿では第 3 世代を含めて移民問題を論じる必要があるだろう。トルコ系の女性の語りに見られるように、第 3 世代は、法的にはもはや移民ではないにもかかわらず、移民という他者としてのまなざしを感じると指摘している。彼女の主観的意識に如実に見られるように、第 3 世代に対しても、依然として他者化の機能が働いていることは明らかである。彼・彼女らはネイティブ・ドイツ人と著しい違いがないにもかかわらず、その差異がことさら強調されることでトルコ系の人々の不信感が高まる状況がある⁸⁾。

以下においては、どのような論理にもとづいてトルコ系の人々がドイツ社会に適合しない「異質な他者」と見なされているのかを文化的な側面から論じる。

3. トルコ系移民の社会的排除の論理

(1) 「野蛮」で「前近代的」なムスリムの表象

ドイツ社会においてムスリムを「異質な他者」として批判する際にしばしば引き合いにだされる事例として、スカーフ問題、名誉殺人、強制結婚の問題がある。ドイツでムスリムのスカ

ーフや強制結婚が政治的な問題となったのは、スカーフの着用や強制結婚が女性の人権を抑圧し、自律的な女性を育むことを困難にするという理由だった (CDU und CSU Pressemitteilung, 2012.04.13; Frankfurter Allgemeine Zeitung, 2004.02.10)。

スカーフ問題といえば、ドイツの隣国のフランスにおける「スカーフ論争」が日本でもよく知られている。1990年代から2000年代において公立学校でスカーフ着用の是非をめぐって全国的な論争が沸き起り、スカーフの着用を禁止することを目的とする法律が制定された (Scott 2010=2012)。ドイツの公共的な言論においても、スカーフ論争がたびたび生じ、女性の人権抑圧の点から批判的となった。すなわちスカーフを着用する女性は家父長制にもとづく従属化された状態にあり、スカーフの着用は男女同権を否定することを意味しているのかが問題とされた。

他方でドイツ社会では名誉殺人 (Ehrenmord) と呼ばれる殺人事件も発生し、これがムスリム批判の重要な論拠の1つとなった。名誉殺人とは、婚姻以外の性的関係をもった女性を女性の家族、とりわけ父や兄の名誉を傷つけたものとして殺害する慣行のことを意味している。ドイツで生まれ育ったクルド系の23歳の女性が、2005年にベルリンで家族の名誉のために弟に殺害される事件が発生したことで、名誉殺人がドイツ社会で知られるようになった。さらに事件の背景には、当人の自由意思に基づかない形で選ばされたパートナーと婚姻関係を結ぶ「強制結婚」があることが明るみになると、名誉殺人や強制結婚を規制する必要性が論じられた (Der Spiegel 2006.4.18)。

こうした事態を背景に、実質的にトルコからの配偶者呼び寄せの制限を目的とする法改正が2007年に行われた。同法では、家族呼び寄せの条件として呼び寄せられる者はドイツ語能力を証明することを義務付けるという規定が盛り込まれた。

同法成立の過程においては、保守系の政治家たちはムスリム女性たちがいかに暴力の犠牲者となり、ジェンダーでの不平等にさらされているのかが語られた。例えば CDU・CSU 所属の連邦議会議員は、強制結婚によって呼び寄せられた配偶者は、一般的にドイツ語能力が低いことが多いが、その理由は当人の自由意思が抑制され、家父長的な家族集団の庇護のもとに置かれるからだと指摘した (Bundestag Plenarprotokoll 16/103: 10587, 10595-10598)。さらに別の CDU の議員も、強制結婚によりドイツに連れてこられる女性は、家父長的な家族制度のもと暴力の犠牲者となると論じた。ムスリム女性がコーランを読む、あるいはスカーフをかぶるのではなく、ドイツの基本法の価値を学び、ドイツのリベラルな学校教育を受けることで、家父長的なコミュニティから抜け出すことができると論じた (Bundestag Plenarprotokoll 16/103: 10595-10598)。

このように自由や民主主義、男女平等、政教分離などの普遍的価値がドイツの基本的価値である一方で、ムスリムの有する価値は「前近代的」で「野蛮」であるという対照性が強調された。

しかしながら、スカーフを着用するムスリムは全体としてみれば少数であり⁹⁾、さらに名誉

殺人も極端な事例にすぎない。そうした少数の事例、極端な事例がトルコ系ムスリムを表徴する「野蛮な特性」として一般化されたのであった。

ドイツの公共的な論争においては、保守系を中心にして、ムスリム諸国にルーツをもつ人々の間には、「前近代的」な慣行があるというステレオタイプな見方が根強い。ムスリム男性は「家父長的」「権威主義的」「抑圧的」であり、これに対してムスリム女性は「受動的」で「無権利状態」に陥っているというムスリムに対するイメージの再生産が多々見られる。

こうした見方は、ドイツのメディア報道においても多くなされている傾向がある (Korteweg and Yurdakul 2009)。例えばドイツを代表する週刊誌であるシュピーゲルでは「アラーの無権利状態にある娘たち」というタイトルのもとで、いかにムスリム女性の人権が家庭の中で抑圧されているのかが描かれている (Der Spiegel, Nr.11.2004)。あるいはシュテルンという雑誌においても「イスラムの女性たち——彼女たちはどのようにアラーの名のもとに抑圧されているのか。そしてそれからいかに彼女たちを守るのか」というタイトルのもとに、家庭内で抑圧されているムスリム女性が記述されている (Stern, Nr.28. 2010)。

(2) ムスリム移民と治安対策

ムスリムを「野蛮で暴力的な他者」として理解するステレオタイプ化は、近年ますます強化されている。その背景には「ホームグロウン・テロ」と呼ばれる、ドイツなどヨーロッパ社会で育ったムスリムなどの若者がテロを起こす事件が発生し、移民統合が治安対策の論理と結びついているからである (昔農 2014)。

ドイツの治安当局の議論によれば、ムスリム移民の第 2 世代の若者は社会的、経済的にマージナルな立場に立たされ、差別されている状態に置かれているとされる。治安当局のロジックでは、第 2 世代の経験するさまざまな差別の問題に対して、ドイツ政府がどのように向き合うのが重要になると議論が展開されるよりも、むしろ第 2 世代はイスラム過激派の影響によりこうした組織のなかで過激思想に洗脳されて、非自由主義的な思想・行動様式を身につける恐れが強いと論じられ、ムスリムの取り締まりの強化が主張されたのであった (Bundesamt für Verfassungsschutz 2007:3-8; Bundesministerium des Innern 2008: 12-5)。

実際にはドイツ社会で育った移民第 2・第 3 世代などは、自由や民主主義、人権、男女平等、法や規則の尊重などの点において、普遍的な価値を身につけている者が相対的に多いものの (Foroutan, 2012)、テロリズムなどの政治的過激主義と移民問題の議論が結び付けられて、移民の非理性的、暴力的な側面が強調されている。

移民問題と治安対策の論理との結びつきはムスリム排除を拡大しかねない危うさを有している。というのもドイツ政府の見解では、暴力的なテロ集団はムスリム人口全体の 1% であり、ムスリム移民は統合されているとしながらも、ムスリムを全体的に排除することにつながりかねない逆説を抱えているからである。なぜなら誰が過激派で誰がそうではないのかは、テロ事件が顕在化しなければ、誰にも明確には識別できないからである。その結果、ムスリム移民一

般を排除しようとする論理が働きやすくなる点にも留意する必要があるだろう（昔農 2014）。

以上のようにトルコ系ムスリムをリベラルな価値と相反する者として理解するロジックが公共の議論において用いられることで、普遍的価値を有するドイツにムスリムを統合することは困難だという結論が導き出されるのである。

（3）リベラル左派の分断というパラドクス

ムスリムへのステレオタイプな見方に対する批判は、ドイツにおいても、無論存在している。しかしながらムスリム批判に対する対抗的な言論は、大きな社会的影響力を有しているとは言いがたい。以下では、ムスリム批判への対抗的言論の形成の困難さを2つの側面から論じる。

対抗的言論の形成の困難さの第1は、ムスリムの権利擁護の言説の限定性である。ムスリム批判を展開するのは、移民の権利擁護に消極的・批判的な政治的な保守派であると考えられがちである。たしかにムスリム批判を行うのは前述のように政治的保守が多いが、そうした立場によってだけではない。ムスリム・コミュニティが家父長的で、とりわけムスリム女性の人権を抑圧している点が強調されることで、リベラル左派やフェミニストからもムスリム批判が沸き起こるのである。

たとえば、スカーフをかぶるムスリム女性について、自身もムスリム女性で、左派的な立場である、エキン・デリゲツ（Ekin Deligöz）は以下のように論じている。

私はムスリム女性に訴える。今日の時代に目覚めなさい。ドイツに目覚めなさい。あなたたちはここで暮らしている。だからスカーフを脱ぎなさい。あなたたちが男性と同じ市民権・人権を有していることを示しなさい。

デリゲツは、移民の権利擁護に積極的な左派政党である同盟 90／緑の党に所属する連邦議会議員である。彼女はトルコで出生後、幼少期にドイツに移住し、1997年にドイツに帰化したトルコ系ドイツ人である。彼女は、女性に対してスカーフをかぶり、髪を隠すように要求する者はその女性を性的客体に押しとどめたいのだと指摘し、スカーフは女性抑圧の政治的シンボルだと論じた（Focus Magazin, 2006.10.15; Der Spiegel, 2007.4.24）。同様にして、社会民主党（以下 SPD）所属の連邦議会議員で、トルコ系のラーレ・アクギュン（Lale Akgün）もスカーフを女性に対する差別的なものであると批判した（Der Spiegel, 2006.10.15）。

ムスリム批判をめぐるリベラル左派が分断されて、批判や偏見に対する政治的な対抗性を削られるという事態が発生している。ムスリム女性に対する暴力や抑圧という問題はたしかに存在する一方で、女性の抑圧という問題はムスリム社会に固有なものというわけではない。ジョーン・スコットも論じるように、フランスやドイツなどを含めた他の欧米社会においても女性に対する抑圧や差別はさまざまなかたちで存在する（Scott 2010=2012）。ドイツのベルリンにあるトルコ系の移民組織も、スカーフ論争、名誉殺人や強制結婚という問題が、さまざまな女

性差別の 1 つの形態として問題化されて、普遍的な人権の問題として論じられるというよりも、名誉殺人などが他の女性差別の諸問題と切り離されて、ムスリム社会における固有の問題として論じられるという問題があると指摘する (Türkische Gemeinde in Deutschland, 2011)。移民は「受動的」で暴力の犠牲者として語られるが、女性団体などの移民組織は、実際には女性の人権擁護や啓発のための対応策を講じている。移民組織はさまざまな社会的・文化的背景や要因を有する女性差別の問題に対して、個別の事例に応じて人権活動を行っているのである (Türkische Gemeinde in Deutschland, 2011)。こうした現実が等閑視されて、ムスリムの文化は暴力的で、変化しがたいものと一面的に規定されることは、実際に暴力の被害者となっている人の救済を困難にするとともに、女性の社会的排除を進めることにつながるだろう。

(4) 保守の差別論理の精緻化

ムスリム批判への対抗的言論を構築することの困難さは、もう 1 つの側面がみられる。それは、保守の側においてもムスリムに対する差別の論理が洗練されてきている点である。そうした精緻化がムスリム批判への対抗性を困難にする一因にもなっているのである。

それを端的に示すのが、右翼ポピュリズム勢力の穏健化戦略にともなう差別論理の精緻化である。ドイツの右翼ポピュリズム政党である AfD は、極右勢力にしばしば見出された自由と民主主義に敵対的イデオロギーを有する勢力から一線を画した立場をとった。むしろ AfD は、ムスリムをドイツ社会の基本的価値である自由と民主主義に敵対的な勢力であると批判することにより、自らを自由と民主主義の擁護者であると強調し、同党の勢力を拡大させた。

AfD によれば、同党のムスリム批判はしばしば論じられるような「イスラモフォビア (Islamophobie)」や人種差別には当たらないと論じている (Alternative für Deutschland 2016: 49)。むしろイスラム批判は「ポリティカルコレクトネス」のもとで封殺されてきたと主張し、表現の自由、意見表明の自由というドイツ国家の基本権の一部である自由や民主主義を盾にして差別的な言動を正当化するのである。

AfD の差別の論理は生物的・遺伝的な特性をもって人間を分類し、差別的に取り扱う伝統的な人種差別の論理と異なる。むしろ AfD などの差別の論理は、フランスの社会学者ヴィヴィオルカ (Michel Wieviorka) が論じるように、生物的要素というよりも文化的要素をもとにして、移民の有する文化を本質主義的に捉える人種主義にもとづいている (Wieviorka 1998=2007)。ヴィヴィオルカによれば、こうした人種差別は、ある文化は他の文化とは還元不可能であると捉えられ、他者の文化の異質性が強調される差異主義的な差別であるとされる。

差異主義的差別の論理からすると、AfD のムスリム批判は、移民という他者が人種的に劣等だという論理にもとづいているわけではない。移民という他者そのものが嫌悪を持たれるというよりも、他者の有する価値観や文化が受け入れ社会のそれと相いれず、受け入れ社会にとって受容しがたい文化として規定されるという論理によって成り立っている。これによりあからさまな人種差別主義の論理から免れている (Wieviorka 1998=2007: 95-96)。

AfD の議論にみられるように、現代の保守や右翼ポピュリズム勢力は、普遍主義を盾にして他者の異質性を強調する差異主義的な差別的視点を押し出している。普遍主義的な差別、あるいは啓蒙主義的な差別の論理に則って、差別は精緻化されていると指摘できるだろう。

4. 後期近代における共同体の構成員と外部者との境界の再設定

このように現代ドイツでは、ドイツ社会の普遍主義的価値に適合的でないムスリムの異質な他者性が政治的保守だけではなく、左派からも唱えられることにより、ムスリム排除が結果として進行する。

だが、そもそも本稿でも指摘したように、「異質な他者」であることの根拠とされるスカーフ問題や名誉殺人に関しても、スカーフを被るものは少数であり、名誉殺人は極端な事例である。多くの移民はドイツ社会の価値観・規範をある程度内面化し、文化的に統合されている。それにもかかわらず、ドイツ社会において移民の背景を有する人のドイツへの統合が繰り返し問題にされ、彼・彼女らは批判の対象となっている。なぜ移民の統合問題が過度に問題視され続け、差異主義的な観点から、移民の背景を有する人とネイティブ・ドイツ人との差異がことさらに強調されるのであろうか。

その背景には、後期近代における社会の流動化の問題があると考えられるだろう。すなわち現代社会はグローバル化による越境的なヒトの移動の増大という現象に直面しており、これまで西欧諸国においても多くの移民や難民が流入・定住してきた。

社会の流動性の高まりにより、移民と国民との間の境界はこれまでになく流動的なものとなり、両者を分かち境界線は明確ではなくなっている。誰が共同体の内部で、誰が外部なのか、共同体の内部と外部を差異化するこれまでの基準は自明性を持たなくなってきた。ドイツで言えば、これまでの外国人・移民とネイティブ・ドイツ人との境界を規定してきた、エスニック・ネーションの観念は有効性を持たなくなった。

それゆえに、それに代わる国民統合の基準・理念が必要とされるようになった。ドイツ人とは誰であるのか、なにをもってドイツ人であると言えるのかが問われ、国民統合の基準に関する論争が沸き起こった。だが、実際のところ統合の基準を見つけ出すことは容易ではなかった。

社会の流動化・社会の基盤の不安定化が増す現代においては、後期近代の社会学理論によれば、人々の中の「存在論的不安 (ontological insecurity)」が増大することが指摘されている。存在論的な不安とは、人間存在の実存的、根源的なあり方に関する現象を指す概念である (Giddens 1990=1993; Baumann 2006=2012; 澤井 2016)。後期近代においては、社会関係の流動化、個人化の中で、人々は存在論的な不安と対置される「存在論的な安心 (ontological security)」を確保することが重要となってきた。すなわち個人は伝統的な人間関係から解き放たれて、新たな個人との関係を紡ぎだすことを求められる時に、個人は他者に対して自己を開示し、再帰的に自己と他者との関係性を捉え直すということで存在論的な安心を得ることが求められる (澤井 2016)。

そうした点で移民が多く流入し、民族的、文化的に多様性を包含した欧米諸国において、多民族・多文化社会化に対応した、自己と他者との相互変容を通じた国民統合の基準を策定することが喫緊の課題となった。とりわけ左派からは多文化主義政策を導入することが政策的に望ましいと考えられるようになったのであった。

ドイツにおいても、1980年代から90年代にかけて、ベルリン市やフランクフルト市など連邦政府ではなく一部自治体によって多文化主義を重視した政策が進められた。これにより様々な社会・経済的な側面においてマジョリティとマイノリティ相互の対等性を確保し、共生を図ろうとする動きが模索された時期もあった。

しかしながら、個人や社会が実存的な問いを理性的に問い直す作業を実施することは決して容易ではなく、むしろさまざまな困難にぶち当たることが常である。多文化主義政策では、文化的な摩擦、価値観の相違が大きく反発も出てくる。マジョリティ社会の側の自己変容とそれにもとづく相互変容は容易ではないからである。

そうした問いに向き合うことを回避するための1つの方途として、伝統的なナショナルなものに固執しようとする、あるいは排外主義を生み出すことにつながるようなナショナルな境界の再規定の動きが出てきたとしても不思議ではない。1990年代後半以降、欧米諸国では、政策理念としての多文化主義は批判にさらされ続け、その存立は岐路に立たされた (Joppke 2004)。ドイツにおいてもメルケル (Angela Merkel) 首相やバイエルン州首相で CSU 党首のゼーホーフアー (Horst Seehofer) が「多文化主義は失敗した」という明確なメッセージを示したことに見られるように、多文化主義を前面に押し出す移民政策は採用されなかった (Der Spiegel 2010.10.16; Die Welt 2010.10.16; Die Zeit 2010.10.16)。

ドイツにおいては 2000 年代にリベラルな国籍政策や移民の統合が導入された一方で、自己と他者との相互変容を促進する多文化主義政策が導入されるのではなく、他者との関わりの中でのマジョリティ側の自己変容を最小限にとどめるための政策や理念が、とりわけ政治的保守の側から打ち出されてきた。他者の文化がマジョリティ社会の文化に相反する、あるいは敵対的であるという点が強調されることで、マジョリティ社会の側がマイノリティ側に歩み寄る必要のないことが主張されたのである。これによって意図的に自己と他者の相互変容を回避するような政策がとられた。

それが本稿で検討してきたような主導文化や普遍性をよそおった人種差別のテーゼであった。とりわけ AfD は、CDU・CSU 同様に、主導文化を堅持すべきことを強調している。ドイツの主導文化はドイツの自由で民主的な基本原則の根底にあり、自己意識の核となるものであると主張される。他方で多文化主義は文化的に統一されている国民共同体の存続にとって脅威になるのだと論じられる。とりわけイスラムはドイツの基本的な価値や文化に相反する勢力であり、ムスリム数の増大とその影響力の拡大はドイツ社会の変容をもたらすという点で防ぐべきことが主張された (Alternative für Deutschland 2016: 46-50)。

このように排外主義的なナショナリズムが台頭する中で、存在論的な不安に対して正面から

取り組むことを回避しようとする個人や社会は、他者に自己を開示することを拒むことによって、存在論的な安心を得ようとする指摘されるが (Baumann 2006=2012)、そのことはドイツでも強まっていると言えるであろう。再帰的に自己と他者との関係性を捉え直すという試みが抑制されるのである。

自己と他者の関係性の捉え直しは、他方で物質的・経済的な不安の高まりによっても抑制されている部分があるだろう。ドイツでも他の欧米諸国とともに福祉国家の不安定化と階層格差の拡大が大きな問題となっている。こうした状況下で、トルコ系やアラブ系の学業達成度の低さ、失業率と社会扶助受給率の高さを批判した内容を有する、元 SPD 所属のティロ・ザラティンの著書『自滅するドイツ (Deutschland schafft sich ab)』がドイツで大きな話題を呼んだ (Frankfurter Allgemeine Zeitung 2010.9.13)。ザラティンはドイツの経済的な生産能力の低下の要因に移民の統合能力の欠如の問題があると論じた。また AfD は、教育・職業レベルの低いムスリムの存在が福祉国家の不安定化を生み出すと批判しているように (Alternative für Deutschland 2016)、福祉国家における再分配の問題が移民の問題として矮小化されることで、ドイツ社会の分断への不安があおられ、移民が社会的に排除されるという状況が続いている。

このようにグローバル化が加速化し、個人の自己責任、自己統治が盛んに議論される今日において、個人が他者を受け入れ、再帰的な関係性を構築していく中で存在論的な安心の感覚を確立することは困難な状態にある (澤井 2016)。物質的な不安感の高まりの中で、自己の不全感の原因として他者の存在があると捉えられ、他者に対する不寛容性が高まる点は無視できないだろう (Baumann 2006=2012)。

5. おわりに

現代社会は民族的・文化的な他者との接触がこれまで以上に不可避的に求められ、自己と他者との相互変容を促進するという点で多文化主義政策を推進することが求められてきた。しかしながら存在論的な不安、あるいは経済的・物質的な不安の高まりにより、人々は自己と他者との接触にともなう相互変容を積極的に行うよりも、むしろそうした変容をできる限り最小化しようとする。

このような時代状況の中で、普遍的な価値を共有価値とするリベラルな国家においては移民を包摂するための法制度が形成される一方で、とりわけムスリム移民に対する差別と不寛容さが増してきている。ムスリムは普遍主義と敵対的であるという事例が持ち出されて、普遍主義的な原則を盾に排除される。とりわけ右翼勢力は、穏健化戦略のもとで排除の論理を精緻化することでムスリム批判を強めている。他方でムスリム女性に対する人権侵害がトルコ系やムスリムに特有の現象として論じられることで、普遍的な人権というフレームにおいて問題を論じることが不十分な状況にある。名誉殺人や強制結婚などの人権侵害は、トルコ系、ムスリムの有する特性として批判されるが、他の東欧諸国出身の移民やネイティブ・ドイツ人の間においても女性の人権侵害はある。また移民内部での人権改善の動きも等閑視されている問題がある。

このように女性抑圧などのムスリム排除の言説に抵抗するためには、トルコ系やムスリムが抱える特殊問題としての理解を超えた、女性一般が抱える人権問題というフレームをいかに強化していくのが問われている。他方でマジョリティ社会が示すムスリム女性抑圧の事例をムスリムが抱える問題として過度に一般化することを回避し、トルコ系やムスリム内部の多様性を考慮する必要もあるだろう。

さらに集団内部の多様性ということ言えば、たとえば強制結婚という概念によって示される事柄にしても、たしかにそうした問題がある一方で、トルコ系、ムスリム系が多様な出自、宗教的・民族的集団によって構成されることから、人権侵害の問題状況や要因も出身国・地域、あるいは家族のおかれた社会・経済的な状況により異なる点を無視して、ムスリム批判が展開されることは問題があるとの指摘もなされている (Türkische Gemeinde in Deutschland, 2011)。

以上のように、トルコ系移民などの特定の女性を超えた人権問題という共通の視点が必要である。それと同時に、一枚岩的に理解されやすい移民集団の多様性を考慮しつつ、ムスリム女性が抱える問題、ムスリムに対する一面的な見方を批判的に検討していく必要があるだろう。

【註】

- 1) リベラリズムとは個人の自由や平等、人権、世俗主義などの普遍的な価値を国家の基本理念として掲げる思想を指す。
- 2) ドイツ国籍を取得する外国人は 1980 年代半ばまでは年間 2 万人に届かなかった。しかしながら 1990 年代以降、国籍取得者数は増加し 2000 年には 18 万人以上が帰化した。
- 3) これについては移民の文化的統合の状況を分析した、ドイツ連邦政府主催のドイツ・イスラム会議が委託して実施された学術調査の結果である Haug, Sonja, Stephanie Müssig und Anja Stichs (2009) や Foroutan (2012, 2013) を参照されたい。また社会的・経済的な側面からの統合状況を見ても、移民を背景とする人々の教育・就労状況を調査・分析したドイツ政府の報告書によれば、初等教育レベルにおいて、移民の背景を有する第 2・3 世代は、ネイティブ・ドイツ人と顕著な差は見られなくなってきた。ただし第 2・3 世代においても、職業教育や高等教育の修了状況をみると、ネイティブ・ドイツ人と比べて、職業教育や高等教育への進学状況が著しく低い状態となっている (Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration 2011)。
- 4) ドイツにおいてムスリム人口はおよそ 400 万人以上にのぼり、これは全人口の 5% を構成するが、このうちトルコ系は 250 万人とされる。
- 5) 市民的統合は、移民がドイツ語の習得に加えて、自由で民主的な原則 (法治国家の原則、人権の保持、自己決定、両性の平等、政教分離) を順守し、経済的に自立することを目指すというものである。
- 6) 同調査はミュンスター大学が世論調査機関エムニト (Emnid) に委託し、同機関が 2015 年 11 月から 2016 年 2 月にかけて、調査対象者に対して電話で、ドイツ語もしくはトルコ語で実施された。調査対象者の中で、第 1 世代は平均して 31 年ドイツに居住しており、40% がドイツで出生している。28% がドイツ国籍を保持し、58% がトルコ国籍保持、8% が両方を所持しているとされる (Universität Münster Pressemitteilung, 2016.0616)。
- 7) トルコ系第 3 世代の女性への聞き取りより。ドイツ・ベルリンにて。2016 年 11 月 2 日実施。
- 8) トルコ系第 2 世代の男性への聞き取りより。ドイツ・ベルリンにて。2016 年 11 月 2 日実施。
- 9) 16 歳以上の第 1 世代と第 2 世代のムスリムのスカーフ着用率は、第 1 世代では 31%、第 2 世代では 29.3% であった。スカーフを着用したことがないという人は、第 1 世代では 69%、第 2 世代では 70.7%

である (Haug, Sonja, Stephanie Müssig und Anja Stichs, 2009: 200)。さらにスカーフを着用しているムスリムにその理由を尋ねてみると、自発的な動機によるものだと答えた被質問者の割合が圧倒的に高く、家族や周囲の期待や要求だとするものは6%から7%にすぎなかった (Haug, Sonja, Stephanie Müssig und Anja Stichs, 2009: 205; Foroutan 2012)。着用の背景には自己のアイデンティティの確立という点があり、スカーフの着用には個人の自己選択の側面が見られる。西欧諸国に居住するムスリムのスカーフ着用は、祖国での習慣・伝統の「移植」ではなく、西欧社会の普遍主義的な価値観になじんだうえでの実践行為である。スカーフの着用は西欧社会に存在する多様な選択肢の中から個人の自己選択の結果としてスカーフを着用している「表現の自由」ということになる (森 2016)。

【文献】

- Alternative für Deutschland, 2016, *Programm für Deutschland: Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland*, Beschlossen auf dem Bundesparteitag in Stuttgart.
- Bade, Klaus J. und Jochen Oltmer, 2007, "Mitteleuropa. Deutschland," Klaus J. Bade, Pieter C. Emmer, Leo Lucassen und Jochen Oltmer Hrsg., *Enzyklopädie: Migration in Europa. Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, München: Wilhelm Fink, 141-70.
- Bauman, Zygmunt, 2006, *Riquid Fear*, Cambridge: Polity Press. (=2012、澤井敦訳『液状不安』青土社)
- Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge: Harvard University Press. (=2005、佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店)
- Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, 2011, *Zweiter Integrationsindikatorenbericht*, Berlin: Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration.
- , 2015, *10. Bericht über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland*, Berlin: Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration.
- Bundesamt für Verfassungsschutz, 2007, *Integration als Extremismus- und Terrorismusprävention Zur Typologie islamistischer Radikalisierung und Rekrutierung*, Köln.
(http://www.verfassungsschutz.de/de/aktuell_thema/themen/thema_070207_Integration/thema_0702_Integration.pdf, 11.06.2011)
- Bundesministerium des Innern, 2008, *Deutsche Islam Konferenz (DIK): Zwischen-Resümee der Arbeitsgruppen und des Gesprächskreises*, Berlin.
(http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Nachrichten/Pressemitteilungen/2008/03/dik_zwischenresumee.pdf?__blob=publicationFile, 14.08.2016)
- Esser, Hartmut, 1986, "Ethnische Kolonien: Binnenintegration oder gesellschaftliche Isolation," Hoffmeyer-Zlotnik (Hg.) *Segregation und Integration. Die Situation von Arbeitsmigranten im Aufnahmeland*, Mannheim: Forschung, Raum und Gesellschaft.
- , 2009, "Pluralisierung oder Assimilation? Effekte der multiplen Inklusion auf die Integration von

- Migranten,” *Zeitschrift für Soziologie*, 38(5).
- Foroutan, Naika, 2012, *Muslimbilder in Deutschland: Wahrnehmungen und Ausgrenzungen in der Integrationsdebatte*, Bonn: Friedrich-Ebert-Stiftung.
- , 2013, *Identity and (Muslim) Integration in Germany*, Washington DC: Migration Policy Institute.
- Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity Press. (=1993、松尾精文・小幡正俊訳『近代とはいかなる時代か? —モダニティの帰結』而立書房)
- Haug, Sonja, Stephanie Müssig und Anja Stichs, 2009, *Muslimisches Leben in Deutschland: im Auftrag der Deutschen Islam Konferenz*. Nürnberg: BAMF.
- Hüttermann, Jörg, 2015, “Figurational Change and Primeordialism in a Multicultural Society: A Model Explained on the Basis of the German Case”, M Burchardt and Ines Michalowski Eds., *After Integration: Islam, Conviviality and Contentious Politics in Europe*, Wiesbaden: Springer VS.
- 石川真作、2012 『ドイツ在住トルコ系移民の文化と地域社会——社会的統合に関する文化人類学的研究』立教大学出版会。
- Joppke, Christian, 2004, “The Retreat of Multiculturalism in the Liberal State: Theory and Policy,” *British Journal of Sociology*, 55(2), 237-257.
- , 2009, *Veil: Mirror of Identity*. Cambridge: Polity Press (=2015、伊藤豊・長谷川一年・竹島博之訳『ヴェール論争——リベラリズムの試練』法政大学出版局)
- , 2010, *Citizenship and Immigration*. Cambridge: Polity Press (=2013、遠藤乾監訳『軽いシティズンシップ——市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』岩波書店)
- , 2014, “Europe and Islam: Alarmists, Victimists, and Integration by Law,” *West European Politics*, 37 (6), 1314-1335.
- 近藤潤三、2007 『移民国家としてのドイツ——統合と平行社会のゆくえ』木鐸社。
- Korteweg, Anna and Gökçe Yurdakul. “Islam, Gender, and Immigrant Integration: Boundary Drawing in Discourses on Honour Killing in the Netherlands and Germany.” *Ethnic and Racial Studies*, 32 (2), 218-238.
- 森千香子、2015 『排除と抵抗の郊外——フランス〈移民〉集住地域の形成と変容』東京大学出版会。
- 澤井敦、2016 「存在論的不安」再考——アンソニー・ギデンズの「不安の社会学」をめぐって」『法学研究』89(2)、137-162。
- 昔農英明、2014 年 『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應義塾大学出版会。
- Scott, Joan W., 2007, *The politics of the veil*, Princeton University Press (=2012、李孝徳訳『ヴェールの政治学』みすず書房)
- Türkische Gemeinde in Deutschland, 2011, *Menschenrechte verteidigen: Gleichstellung verwirklichen*, Berlin.
- Wieviorka, Michel, 1998, *Le racisme, une introduction*, La Decouverte. (=2007、森千香子訳『レイシズムの変貌——グローバル化がまねいた社会の人種化、文化の断片化』明石書店)

(せきのう ひであき 明治大学文学部)